

# 東京都都市居住再生促進事業補助金交付要綱

制定 平成 16 年 3 月 31 日  
15 住地密第 261 号  
住宅局長決定

最終改正 令和 7 年 11 月 28 日  
7 住民マ第 872 号

## 第 1 目 的

この要綱は、地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため建築物の建て替えや既存ストックの改修、土地利用の共同化、高度化を図り防災性の向上と良質な住宅供給に寄与する事業を行う特別区、市、町、村及び東京都住宅供給公社に対し、都が事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 第 2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付建設省住街発 63 号。以下「優良要綱」という。）第 2 第一号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号。以下「社会資本整備総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-（2）及びロ-16-（2）に規定する優良建築物等整備事業をいう。

### 二 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 350 号。以下「住市総要綱」という。）第 2 第一号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（8）及びロ-16-（8）に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。

### 三 都心共同住宅供給事業

住市総要綱第 2 第五号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（8）2. 第 1 項第一号に規定する都心共同住宅供給事業をいう。

### 四 都市居住再生促進事業

次のいずれかに該当する事業をいう。

#### イ 都心居住推進タイプ

次のいずれかの要件に該当する建築物及びその敷地等の整備をいう。なお、施行者は東京都都心共同住宅供給事業実施要領（平成 8 年 2 月 27 日付東京都住開都第 2476 号）に基づき知事の認定を取得すること。

- (1) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 352 号。以下「住市総補助金交付要綱」という。）別表第 1（2）イ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表イ-16-（8）-3（2）イに規定する共同化タイプに該当するもの。

- (2) 住市総補助金交付要綱別表第1(2)ホ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表イ-16-(8)-3(2)ホに規定する優良住宅供給タイプに該当するもの。

ロ 市街地再整備促進タイプ

次の要件を満たす事業をいう。

- (1) 優良要綱第2第三号イ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)2.第1項第一号イに規定する共同化タイプに該当する事業であること。
- (2) 下記の地区に位置づけられていること。
- ① 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1項又は第2項に基づく東京都市計画都市再開発の方針で定める再開発促進地区及び同方針で定める再開発誘導地区で再開発促進地区に変更を予定している地区
  - ② 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第4項に規定する土地区画整理事業施行地区
  - ③ 住市総要綱第5及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)5に規定する住宅市街地整備計画に基づき実施する住宅市街地総合整備事業整備地区など、総合的な街づくりの一環として整備される地域
- (3) 駅に近接した地域であること(おおむね800m以内の地域とする。)
- (4) 優良な住宅10戸以上を供給する事業であること。

ハ マンション建替タイプ

次のいずれかの要件に該当する事業をいう。

- (1) マンション建替タイプ(優良タイプ)  
優良要綱第2第三号ハ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)2.第1項第一号ハに規定するマンション建替タイプに該当する事業であること。
- (2) マンション建替タイプ(都心タイプ)  
住市総補助金交付要綱別表第1(2)ハ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表イ-16-(8)-3(2)ハに規定するマンション建替タイプに該当する事業であること。

ニ 既存ストック再生タイプ

優良要綱第2第五号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)2.第1項第三号に規定する既存ストック再生型優良建築物等整備事業に該当するもののうち、次のいずれかの要件に該当する事業をいう。

- (1) 既存ストック再生タイプ(省エネ改修タイプ)  
優良要綱第2第五号(5)②及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)2.第1項第三号(5)②に規定する省エネ改修を含む事業であること。
- (2) 既存ストック再生タイプ(省エネ改修以外のタイプ)  
優良要綱第2第五号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(2)2.第1項第三号に規定する既存ストック再生型優良建築物等整備事業に該当するもののうち、前号の省エネ改修タイプを含まないもの。

## 五 優良な住宅

次の要件に該当するものをいう。

イ 当該住宅の専用面積が 50 平方メートル以上であること（ただし単身世帯向けに供給する住宅については 25 平方メートル以上であること。）。

ロ 便所、浴室、台所などの設備が専用であること。

## 六 センター・コア・エリア

新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針（令和 6 年 3 月 29 日改定版）第 2 章 3（6）において「センター・コア・エリア」として定められた地域をいう。

## 七 重点供給地域

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する都道府県計画において定められた同条第 2 項第六号の住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域をいう。

## 八 特定促進地区

区部における重点供給地域のうち、快適な住環境の創出及び維持・向上、住宅市街地における都市機能の更新並びに住宅の供給等に関する制度・事業を実施する又は実施する見込みが高い地区をいう。

## 九 施行者

優良建築物等整備事業又は都心共同住宅供給事業を施行する区市町村、東京都住宅供給公社及び民間事業者等をいう。

## 十 補助事業者

施行者が行う優良建築物等整備事業又は都心共同住宅供給事業に要する費用の一部に対して補助し、かつ、東京都都市居住再生促進事業補助金を受ける区市町村をいう。

## 十一 補助事業者等

補助事業者及び東京都都市居住再生促進事業補助金を受ける東京都住宅供給公社をいう。

## 第 3 施行区域

都市居住再生促進事業における施行区域は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

### 一 都心居住推進タイプ及びマンション建替タイプ（都心タイプ）

重点供給地域の区域内であって、かつセンター・コア・エリア及び特定促進地区の区域内

### 二 市街地再整備促進タイプ

重点供給地域（センター・コア・エリア及び特定促進地区を除く。）の区域内

### 三 マンション建替タイプ（優良タイプ）

重点供給地域の区域内

### 四 既存ストック再生タイプ

東京都全域

## 第 4 建築物及びその敷地の基準

都市居住再生促進事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号に適合するものでなくてはならない。ただし、既存ストック再生タイプにあっては、第二号及び第六号から第九号までの規定について、この限りではない。

- 一 都市居住再生促進事業に係る敷地は、次のいずれかに適合するものであること。
  - イ 都心居住推進タイプ及びマンション建替タイプ（都心タイプ）の場合は、当該敷地に接する道路の中心線以内の面積が住市総補助金交付要綱別表第1（1）イ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表イ-16-（8）-3（1）イに定める面積であること。
  - ロ 市街地再整備促進タイプの場合は、当該敷地に接する道路の中心線以内の面積が優良要綱第4第1項第一号イ及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）4.第1項第一号イに定める面積であること。
  - ハ マンション建替タイプ（優良タイプ）の場合は、当該敷地に接する道路の中心線以内の面積が優良要綱第4第1項第一号又は附則第3第1項第一号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）4.第1項第一号又は9.第3項第一号イに定める面積であること。
- 二 既存ストック再生タイプの場合は、当該敷地に接する道路の中心線以内の面積が優良要綱第4第1項第三号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）4.第1項第三号に定める面積であること。
- 二 当該区域内に原則として別表に掲げる建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に応じて別表に掲げる割合以上の空地を確保すること。マンション建替タイプ（優良タイプ）は優良要綱附則第3第1項第二号及び社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-（2）9.第3項第一号ロの規定を適用することができる。
- 三 当該敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること。
- 四 建築物にあっては次のイ、ロに適合するものであること。
  - イ 地階を除く階数が原則として3階以上であること。
  - ロ 耐火建築物であること。
- 五 建設・改修される住宅については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく住宅性能評価を受けるように努めること。
- 六 建築物の共用部分については、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9-2（高齢者等配慮対策等級（共用部分））で原則として等級3の基準を満たすものとする。また、専用部分については、次の基準に適合するもの、若しくは評価方法基準第5の9-1（高齢者等配慮対策等級（専用部分））で等級3の基準を満たすものとする。
  - イ 居室、トイレ、洗面所及び廊下の床は段差のないものとする。
  - ロ 各住戸内の廊下の幅員は78cm以上、出入口の幅員は75cm以上を確保するものとする。
  - ハ トイレは、介助しやすい広さとするよう努めるとともに、手すりを設置するものとする。

- ニ 玄関の出入口は段差のないものとする。ただし、構造上やむを得ない場合等においては、安全上支障のない高さとするものとする。玄関に上がりかまちがある場合には知覚しやすいものとするとともに、手すりを設置するものとする。
  - ホ 浴室は原則として介助可能な広さ（内法 120cm×160cm 以上）を確保するとともに手すりを設置するものとする。また、浴槽の縁は高さ 50cm 以下とする。
  - ヘ 浴室の出入口は段差のない構造とするように努めるとともに、2 cm 以上の段差が生じる場合は、浴室内外に手すりを設置するものとする。また、出入口の幅員は 60cm 以上を確保するものとする。
- 七 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。常時人が出入りできる屋上や開放部分の乗り越え防止などの危険防止措置が講じられたものであること。
- 八 住宅の構造及び設備等には犯罪の防止に配慮した次の対策を講じるものとする。
- イ 共用出入口は周囲からの見通しを確保するよう努めること。また、主な共用出入口は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること。
  - ロ 共用出入口にオートロックシステムが導入されている場合には共用玄関以外の共用出入口には自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。
  - ハ 管理人室を設置する場合は共用出入口等を見渡せる位置又は近接する位置に設置すること。
  - ニ 共用メールコーナーは周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。また、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること。
  - ホ 各住宅の玄関扉の鍵はピッキング、サムターン回し、カム送り解錠等による解錠を困難にしたものとする。また、玄関の外側と室内との通話機能を有したインターホン等を設置すること。
  - ヘ バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画上支障のない範囲において防犯ガラス又は防犯フィルム若しくは鍵付クレセントの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じること。
  - ト エレベーターホールは、共用出入口や共用廊下等からの見通しを確保するよう努めること。また、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保すること。
  - チ エレベーターには非常の場合において押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の防犯ベルを鳴らすことができる装置を設置すること。また、かご及び昇降機の出入口の戸に外部から見通せる窓若しくは防犯用カメラを設置するとともに、かご内は人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保すること。
- 九 各住戸の内装（居室の壁、床、天井及びこれらの開口部に面する戸その他建具の室内に面する部分）の仕上げに評価方法基準（国土交通省告示第 1247 号）第 5 の 6 - 1（ホルムアルデヒド対策（内装））（2）イ②の特定建材を使用する場合は同（3）口の等級 3 の基準を満たすものとする。

## 第 5 建設・改修される住宅の基準・管理等

- 1 住宅が賃貸住宅である場合（既存ストック再生タイプである場合を除く。）の基準は

次のとおりとする。

- 一 賃貸住宅の賃借人の資格を、次のイ又はロに掲げる者としているものであること。
    - イ 自ら居住するため住宅を必要とする者
    - ロ 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
  - 二 賃貸住宅を賃貸する者（以下「賃貸人」という。）は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の3月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝礼等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。また、更新料を受領してはならない。ただし、共同住宅の共用部分等の維持管理に必要な光熱動力費、上下水道使用料、清掃費等の共益費を実費にて徴収する場合には、この限りではない。
  - 三 賃貸人又は委託を受けた宅地建物取引業者は、賃貸借契約に際し、賃借人に対し、東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例（平成16年東京都条例第95号）に基づく事項について書面で説明を行わなければならない。
  - 四 当該住宅の予定家賃が周辺における住宅の家賃に照らし、住宅の水準、立地条件等を勘案して適正な水準であること。
  - 五 当該住宅の賃貸借契約に際し、当該住宅が住宅以外の用途に供されないための担保措置を講ずるものであること。
  - 六 賃貸人は、原則として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受けるものとする（ただし、公的賃貸住宅を除く。）。
  - 七 当該住宅の入居者の決定が原則として公募の方法であること。公募の際には、賃貸する住宅が本事業により建設されたものであり、適正な管理等の確認のための報告の義務がある旨を周知するものとする。
  - 八 補助事業者等はこれらの要件に適合する旨を、様式1により本体工事着手前に報告するものとする。ただし、都心居住推進タイプ及びマンション建替タイプ（都心タイプ）にあっては、省略できる。
- 2 住宅が分譲住宅である場合（既存ストック再生タイプである場合を除く。）の基準は次のとおりとする。
- 一 分譲住宅の譲受人の資格を次のとおりとする。
    - イ 自ら居住するため住宅を必要とする者
    - ロ 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
    - ハ 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者（ただし、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第50条の14第1項から第3項の規定を満たす賃貸人に限る。）
  - 二 当該住宅の予定価額が周辺における住宅の価額に照らし、住宅の水準、立地条件等を勘案して適正な水準であること。
  - 三 分譲住宅の譲受人の選定は、特別な事情がある場合を除き、公募としなければならない。その際に施行者は、譲渡する住宅が本事業により建設されたものであり、空地等の適正な管理について報告の義務がある旨を譲受人に周知するものとする。
  - 四 その他、次に掲げる事項を満たしていること。

イ 譲渡人が分譲住宅を譲渡する際には、譲渡後の分譲住宅の管理規約が「マンション標準管理規約」（最終改正 令和7年10月17日国住参マ第176号。以下「標準管理規約」という。）に準じたもので、譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途に変更してはならないことが規定されるよう周知するものであること。

ロ 譲渡人が分譲住宅を譲渡する際には、長期修繕計画の策定、これに基づく適切な修繕積立金の積立及び適時の大規模修繕の実施の必要性について、譲受人に対して周知するものであること。

ハ ロの修繕積立金は、長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額に対して著しく低額でないものであること。また、積立方式は、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」（最終改定 令和6年6月7日 国住参マ第81-1号）において望ましい積立方式として示された「均等積立方式」や「段階増額積立方式における適切な引上げの考え方」とするよう配慮すること。

五 分譲住宅の管理計画案について、公益財団法人マンション管理センターの予備認定の取得に努めること。

六 補助事業者等はこれらの要件に適合する旨を、様式2により本体工事着手前に報告するものとする。ただし、都心居住推進タイプ及びマンション建替タイプ（都心タイプ）にあっては、省略できる。

3 既存ストック再生タイプである場合の基準は次のとおりとする。

一 区分所有者による管理組合を構成し、集会を開き、管理規約及び管理者を定め、長期修繕計画を有していること。

二 原則として、管理規約が標準管理規約に準じたものであり、かつ住宅の用途を住宅以外の用途に変更してはならないことが規定されていること。

三 管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の13に基づく認定の取得に努めること。

四 補助事業者等はこれらの要件に適合する旨を、様式3により本体工事着手前に報告するものとする。

## 第6 費用の補助等

1 都は、区市町村が優良建築物等整備事業又は住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業）を施行する民間事業者等に対して次に掲げる費用を補助する場合で本事業の要件に適合するときは、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の4分の1以内で、かつ、次に掲げる費用の6分の1以内を当該区市町村に対して補助することができる。ただし、1件当たりの上限は別紙のとおりとする。

一 住宅等の建設・改修に伴って必要となる調査設計計画に要する費用

二 住宅等の建設に伴って必要となる建築物除却等に要する費用

三 住宅等の建設・改修のうち共同施設の整備に要する費用

2 都は、区市町村が自ら事業を施行する場合には、予算の範囲内において、前項第一号から第三号までに掲げる費用の3分の1以内を補助することができる。ただし、1件当たりの上限は別紙のとおりとする。

- 3 都は、東京都住宅供給公社が事業を施行する場合には、予算の範囲内において、第1項第一号から第三号までに掲げる費用の3分の2以内を補助することができる。ただし、1件当たりの上限は別紙のとおりとする。
- 4 第1項から第3項までに係る費用の補助は、都市居住再生促進事業補助金交付実施要領の定めるところにより行うものとする。
- 5 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。以下同じ。）の整備を含む事業については、第1項及び第2項の優良建築物等整備事業に掲げる費用のうち、第1項第二号及び第三号に要する費用に対する補助の限度額を、別紙で定める限度額に1.20を乗じて得た額とすることができる（第2 第4号イ及びハ（2）に掲げる事業を除く。）。この場合において、第1項及び第2項の規定において、「6分の1」とあるのは「5分の1」と、「3分の1」とあるのは「5分の2」とする（第2 第4号イ及びハ（2）に掲げる事業を除く。）。

## 第7 改善命令

- 1 知事は、補助事業者等が計画に従って事業を実施していないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、改善命令書によりその改善に必要な措置を命ずることができる。
- 2 前項の改善命令を行う場合は、報告の徴収等により事情の把握を行い、事前に実情に則した改善措置を促した上で、なお改善がなされない場合に行うものとする。

## 第8 公表等

知事は前条の改善命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

## 第9 報告の徴収等

- 1 補助事業者は、事業完了後も適正な管理等が行われていることを確認することとし、次に掲げる事項について施行者に対して報告の徴収を行うものとする。また、東京都住宅供給公社が事業を施行する場合には、東京都が報告の徴収を行うものとする。ただし、都心居住推進タイプ及びマンション建替タイプ（都心タイプ）にあつては、補助事業者又は東京都は、第五号を除き報告の徴収を省略できる。報告の様式は様式4から様式9までによる。
  - 一 賃貸の条件に関する基準が遵守されていることの確認
  - 二 住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失わないように定められていることの確認
  - 三 賃貸住宅の管理が定められた管理主体により適切に行われていることの確認
  - 四 住宅以外の用途への転用が行われていないことの確認
  - 五 空地等が他の目的で使用されていないかの確認
- 2 前項の報告の徴収は、原則として3か年毎に10年間行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- 2 区市町村優良建築物等整備事業補助要綱（平成6年6月23日付6住開環第261号）及び東京都都心共同住宅供給事業補助要綱（平成8年2月27日付7住開都第2476号平成10年4月8日改正）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に施行されている優良建築物等整備事業及び都心共同住宅供給事業については、区市町村優良建築物等整備事業補助要綱及び東京都都心共同住宅供給事業補助要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第5の1三については、「東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例」施行後、適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月15日から施行する。
- 2 平成23年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、この要綱の施行の時点において事業中のものについては、第5第2項第五号及び第5第3項第三号については、原則として改正後の規定を適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月28日から施行する。
- 2 令和7年11月27日までに着手（補助を受けて設計等に着手した場合、認定等を了した場合を含む。）したものに關する規定（第7から第9までを除く。）は、なお従前の例による。

## 別 表

建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	空地の面積（絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計（重複して良い。））の敷地面積に対する割合
10分の5以下の場合	1から建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の1.5を加えた数値
10分の5を超え、10分の5.5以下の場合	10分の6.5
10分の5.5を超える場合	1から建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の2を加えた数値

公開空地の積算法「総合設計許可準則に關する技術基準について(昭和61年12月27日付建設省住街発第94号)」に準じて積算する。